



退職（扶養解除）時には 保険証を事業主へ “必ず返却してください!!”

◆退職するとき ⇨ 退職日の翌日から使用できません。

◆扶養解除するとき ⇨ 被扶養者でなくなった日※から使用できません。

※例：被扶養者が就職等した日、被保険者が75歳に到達した日

様

□ あなたが保険証を使用できるのは、退職日までです。

□ ご家族の皆様が保険証を使用できるのは、扶養でなくなった日の前日までです。

資格喪失日（上記の翌日）以降は、絶対に保険証を使用しないでください。

保険証は（担当）までお返しください。

- ・医療機関を受診する場合、退職（扶養解除）した旨を医療機関に必ず伝えてください。
- ・資格喪失日以降に医療機関で受診する場合は、新たに加入する健康保険から交付された保険証で受診してください。
- ・新しい保険証ができるまでの間は、全額自己負担（10割）で受診可能です。
全額自己負担した場合は、新たに加入する健康保険から療養費（総医療費の7割から8割）の給付を受けることができます。

<注意！>

資格喪失後に無効となった保険証を提示して医療機関等を受診した場合、かかった医療費（受診者が窓口で支払った額以外）を協会けんぽに返還していただくことになります。

「退職後の健康保険」については、裏面をご覧ください。



全国健康保険協会 福島支部
協会けんぽ

〒960-8546 福島市栄町6-6 ユニックスビル8階
TEL. 024-523-3918（レセプトグループ）
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

退職後の健康保険加入のご案内



★お勤め先の健康保険に加入しない場合は、下記の健康保険のいずれかに手続きが必要です。

加 入 先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
加 入 期 間	・任意継続に加入してから2年間		
保 険 料	・保険料は、退職時の標準報酬月額によって決まります。(令和5年度標準報酬月額上限:30万円) ・保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍にした額が、2年間続きます。ただし、保険料率の変更等により変動することがあります。また、収入の増減や被扶養者の有無による変動はありません。 ・都道府県支部で保険料額が異なるため、お住まいと在職時に加入されていた都道府県支部が異なる場合には、2倍にした額にならないことがあります。 ・保険料は、資格取得月から発生します。 ・保険料の納付方法は毎月払い、口座振替、前納が選択できます。 国民健康保険の保険料は、お住まいの市町村役場の国民健康保険担当課へお問い合わせください。	・保険料(税)は、前年の所得や加入される世帯人数等により決まります。 ・市町村により保険料(税)の算出方法が異なります。 ・倒産、解雇、雇止めなどにより離職した場合は保険料(税)が軽減されることがあります。 国民健康保険の保険料は、お住まいの市町村役場の国民健康保険担当課へお問い合わせください。	被扶養者の保険料負担はありません。 加入するには、ご家族の加入している健康保険の扶養条件を満たす必要があります。詳しくはご家族の勤務先にお問い合わせください。
保 給 険 付	どの保険制度を選択しても一部負担金(窓口負担)は3割となります。 ただし、70歳以上75歳未満の方(高齢受給者)について、協会けんぽ加入時は標準報酬月額と生年月日により2割～3割となっていました。選択する保険制度によって異なる可能性があります。		
1か月の医療費が高額になっている時	・高額療養費の多数該当※の回数を引き継ぎます。 ・高額療養費の自己負担限度額の所得区分が変更になり、負担軽減される場合があります。	・高額療養費の多数該当※は回数がリセットされ、自己負担限度額が今までより高くなる場合があります。 ・月の途中で喪失した場合、それぞれの保険者ごと高額療養費を計算することになります。 ・自己負担限度額の所得区分は、前年の所得や被保険者の所得により決まりますので変わる場合があります。	
70歳以上75歳未満の方	高齢受給者証の負担割合は、退職時の負担割合が引き継がれます。	高齢受給者の負担割合が変わる場合があります。市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	高齢受給者の負担割合は、被保険者の年齢や標準報酬月額で決まります。ご家族の勤務先にお問い合わせください。

それぞれの保険料額を比較することをおすすめします。

★協会けんぽの任意継続について★

- ①退職の翌日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」の提出が必要です。
- ②ご家族を被扶養者としてお手続きする場合は、添付書類が必要になります。(詳細につきましては、お問い合わせください)

扶養となる方が 国内在住 (海外在住の場合は ご相談ください)	在職時より引き続き、被扶養者となる場合	任意継続の資格取得と同時に、新たに被扶養者となる場合
	・収入を証明する書類 ・(別居)仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類	・身分関係を証明する書類 ・収入を証明する書類 ・(同居)同居していることを証明する書類 ・(別居)仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類

- ③退職日の確認できる証明書(事業主様が証明した退職証明書写し、雇用保険被保険者離職票写し、資格喪失届写し)を添付していただくことにより、早期に保険証の発行が可能です。添付がない場合でも申請は可能ですが、保険証交付までに平均で3週間程度かかります。
- ④令和4年1月1日より任意継続被保険者でなくなることを希望する場合に「任意継続被保険者資格喪失申出書」を加入する協会けんぽ各支部に提出することにより、申し出が受理された日の属する月の翌月1日に資格を喪失することができるようになりました。
- ⑤年金は継続できませんので、お住まいの市町村にてお手続きをお願いします。

「任意継続被保険者資格取得申出書」は、協会けんぽホームページからダウンロード可能です。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ

検索